**大阪府における国指定がん診療連携拠点病院推薦の考え方について**

資料４

**１　指定要件改正後の国検討会における審査の状況**

○厚労省・がん診療連携拠点病院等の指定にかかる検討会の第10回（平成27年３月）及び第11回検討会（平成28年１月）における審査では、指定更新対象の11病院が要件を充足していないため認められず（２病院は申請辞退）。また、新規推薦についても、19病院が推薦されるも９病院が指定を認められず。このため、指定数は平成26年4月現在で407病院であったが、平成28年４月見込みでは398病院と減少傾向にある。

○国検討会では、既指定病院については、新規指定推薦とは明確に区分され審査が行われており、診療実績が概ね９割であれば要件充足と認められるなど比較的緩やかな運用となっている。

○一方、新規推薦については、新規指定が認められた10病院は、空白医療圏が６病院、１医療圏２又は３カ所目の指定となる病院が４病院であり、１医療圏で４か所目以上となる病院は認められていない。複数指定については、都道府県から複数指定による相乗効果について十分な説明があることが必要であるとされ、とりわけ、多くの指定を受けている医療圏からの推薦については、検討会座長から、「医療圏数の２倍までならギリギリ認められるが、2倍を超える場合には非常に厳しい」（第10回検討会）との発言があるなど、極めて高いハードルが設けられている。

○府の新規指定推薦病院については、第９回検討会（平成26年７月）に府立急性期・総合医療センター（圏域６カ所目）と堺市立総合医療センター（圏域２カ所目）が認められた。また、第10回検討会では、八尾市立病院（圏域２カ所目）は認められた。しかし、大阪市医療圏で７カ所目となる大阪警察病院については、複数指定による相乗効果が納得できないとの理由で、第10回・第11回検討会において認められず。（東京都でも、第10回・第11回において三井記念病院（圏域９カ所目）を推薦したが、相乗効果の点から認められず。）

**２　府における推薦の考え方（平成25年度部会決定）**

○複数推薦申請のあった医療圏では、更新・新規にかかわらず相対評価による点数化を行い、府が考える当該医療圏における必要数の範囲内で上位の病院を推薦することとしている。

○これに基づき、第10回にかかる推薦においては、相対評価結果を踏まえ、大阪市医療圏では、既指定の府立成人病センター、大阪市立大学医学部附属病院、大阪市立総合医療センター、国立病院機構大阪医療センターに加え、新規の大阪警察病院を推薦した。さらに、但し書き運用として、既指定であるが相対評価により大阪警察病院より下位であった大阪赤十字病院を推薦した。国検討会では、更新と新規は明確に区分されて取り扱われ、更新については大きな議論もなく全病院が認められたが、新規の大阪警察病院については、個別の審査が行われ指定が見送られている。

○第11回においては、大阪市医療圏としては府が考える必要数６病院は指定済みであったが、第10回の経緯を踏まえ、大阪警察病院を再度推薦したが指定は認められず。

**３　課題**

○府における推薦の考え方は、国の審査の考え方や状況と合っておらず、今後、そのまま運用しても認められる可能性は小さい。

①必要数：国）２次医療圏で原則１病院。多くても２、３病院。

府）２４病院（６病院＋大阪市４病院＋７医療圏×２病院、うち大阪市６病院）

　　⇒複数指定済医療圏での追加指定はかなり厳しい状況

②新規と更新の区分：国）更新優先、新規は相乗効果の説明必要

　　　　　　　　　　　府）更新・新規の区別なく相対評価を実施

⇒更新と新規を区分なく優先順位づけして推薦しても、新規が認められない可能性あり

○平成27年10月の本部会において、委員から府としての必要数を改めて議論すべきではないかとの意見あり。

**４　ご議論いただきたい点**

**○国検討会での審査の実態を踏まえ、府における拠点病院の必要数や推薦募集はどうあるべきか**

　⇒府全体でみれば必要数24病院に対し、17病院が指定済

圏域別でみれば大阪市（6病院）、中河内（2病院）、堺（2病院）はすでに充足

（１）必要数・推薦募集について

・府としての必要数は堅持すべきであり、現状の考え方に基づき（仮に認められなくても）推薦していくべきではないか。

・国検討会での実態（既指定病院数・既指定病院優先）を踏まえ、既指定病院が指定要件を充足している場合には、新規推薦を行っても指定される可能性は極めて低いため、募集する圏域を見直してはどうか。その場合は府としての必要数はどうあるべきか。

　　＜案＞

　　　①必要数は変更しないが、府としても充足している圏域（大阪市・中河内・堺市）は募集しない（その他の医療圏では募集）　　　　　　⇒募集５圏域・最大２４病院

　　　②当面、複数指定済医療圏においては募集しない（１病院指定医療圏では募集）

⇒募集３圏域・最大２０病院

　　　③当面、全圏域において募集しない　　　　　　　　　⇒現状どおり・１７病院

（２）相対評価の実施について

・更新病院の辞退や明らかに更新が厳しいと認められる場合に新規推薦募集を行えばよく、同一圏域の複数病院から推薦希望があった圏域において、相対評価を実施し、上位の病院を推薦すればいいのではないか。